

わが国の音楽療法士養成教育システムに関する一考察

— 日本音楽療法学会認定校におけるカリキュラム比較を中心に —

福井可奈

(本講座大学院博士課程前期在学)

Concerning the Education System for Music Therapists in Japan: A Comparison between Curricula of Schools Certified by the Japanese Music Therapy Association

Kana FUKUI

Abstract

In order to resolve the issues surrounding Japan's current music therapy education, it is necessary to re-look at the education system used by its educational institutions that train people to become music therapists. Therefore, I will review the curriculum in these institutions, and make appropriate suggestions. In particular, I will look at those institutions that train its students to become certified by the Japanese Music Therapy Association, which is one of the qualifications music therapists in Japan can obtain. The purpose of the study is to ascertain the current situation in the music therapy education industry, as well as to identify areas of reconsideration in the modality of future education institutions. To that end, I will analyze the curriculum and lecture contents of such institutions.

The analysis has revealed that each educational institution has a different curriculum & pedagogy. This is because the Curriculum Guideline, which sets the teaching standards for these educational institutions, is not comprehensive enough - it only mentions subject names, classifications & credit requirements. While it is natural that there would be some tendency for variability among the educational institutions because of different policies & circumstances, I think that the Japanese Music Therapy Association should set a more clear and detailed standard in the Curriculum Guideline. And this should be presented to all of the relevant educational institutions in order to guarantee that the graduating music therapy students have at least obtained a certain minimum standard.

I 研究の動機と目的

2001年4月に日本音楽療法学会が発足し、同時に学会音楽療法士資格認定・国家資格へ向けての方向性と水準を示すものとして、カリキュラムガイドライン01が制定された。そして、このカリキュラムガイドライン01に沿った教育課程を有する音楽療法士養成コースが、全国各地の大学・短期大学・専門学校に設置され、学会による音楽療法士(補)および学会認定音楽療法士の認定が開始されることになった。2011年4月には、カリキュラムガイドライン96および01の理念や方向性は受け継がれながらも、福祉・教育分野の充実を図り、音楽専科の内容を精選したカリキュラムガイドライン11が制定された。本ガイドラインは、4年制の大学および3年制以上の専門学校での音楽療法コースにおけるの基本となるカリキュラム指針である。カリキュラムガイドライン01にもとづき、すでに実施されているコースについては、2015年までにガイドライン11に移行することが期待されている。

2012年6月現在、学会認定音楽療法士数は2063名を数えている。つまり、わが国の教育機関で本格的に音楽療法士養成教育が始まって、10年ほどしか経過していないにもかかわらず、多くの学会音楽療法

士資格取得者、さらには資格取得後、実際に臨床現場に従事する人材を輩出してきたのである。しかしその一方で、養成機関における音楽療法士養成教育が十分な成果を挙げているのか、また他職種の臨床家から認められ、臨床現場で有効に機能する知識や技術、専門性を兼ね備えた音楽療法士を生み出しているのかといった課題が浮き彫りになったといえる。これらの課題解決の端緒となる先行研究はあるが、多くは自身の経験や実践、文献研究から音楽療法士養成教育について考察しているものであり、養成教育システムについては十分な研究がなされていない。現在の音楽療法士教育を取り巻く課題を解決するためには、今日の音楽療法士を育成してきた養成機関における教育システムについて再考する必要がある。我が国の音楽療法士資格の1つである日本音楽療法学会音楽療法士になるために必要な音楽療法士（補）の試験を受ける資格を持つ養成機関におけるカリキュラムを明らかにすることで、前述の課題における示唆を得ることができると思われる。

そこで本研究では、日本音楽療法学会認定音楽療法士になるための土台となる各養成機関のカリキュラムや講義内容について分析をおこなうことで、現在の音楽療法士養成教育の実態を明らかにし、今後の養成教育の在り方について模索していくこととする。比較対象は、音楽療法士（補）試験受験資格校24校のうち、電話での問い合わせやホームページ上での情報公開などによって資料やカリキュラムが入手可能であった19校の養成機関である。また今回は、カリキュラムガイドライン11における音楽療法分野および医学・心理学分野に焦点を当てることとする。

II 各養成機関における科目分類

各大学、短期大学、専門学校の事情にもとづいて、それぞれの養成機関ではカリキュラムや講義内容が組まれている。またカリキュラムガイドライン11では、必修科目であるか選択科目であるかといった科目分類に従って設定されているものの、養成機関によって音楽療法士（補）試験の受験資格を得るための基準は異なっている。各養成機関において、どのように科目分類をおこなっているのかを示したものが、表1である。

表1 音楽療法士（補）試験の受験資格を得るための科目分類設定方法

養成機関	科目分類設定
A・B・C・D・I・J・K・N・P・R・S	資格取得のための必修/選択必修/選択科目を設定している
E・F・G・H・L・M・O	卒業に必要な科目・単位数を取得すれば、(補)試験受験資格が得られる
Q	全国音楽療法士養成協議会認定音楽療法士のための必要授業科目の単位を取得すれば、(補)試験受験資格が得られる

表1から分かるように、養成機関側が必修・選択必修・選択科目を指定している場合もあれば、1つひとつの科目に対しては科目分類をせず、卒業に必要な科目と単位数を取得すれば(補)試験受験資格を得られる場合もあり、各養成機関によってばらつきが見られる。つまり、このような状況では、カリキュラムガイドライン11で設定されている基準とは異なった方法で、(補)試験受験資格を得ることができる可能性が出てくる。日本音楽療法学会がどのように音楽療法士（補）試験受験資格校を認定しているのか、またどのように(補)試験受験有資格者を決めているのか、詳しいマニュアルが公開されていないため断定することはできないが、この方法では統一性が欠けてしまっており、日本音楽療法学会が定めている音楽療法士像とは異なった音楽療法士を生み出してしまう可能性が出てくる。

しかし、養成機関側がカリキュラムガイドライン11どおりの科目分類を設定できないことにも理由があると考えられる。音楽療法士を育成することに特化した養成機関ならまだしも、ほぼ全ての養成機関が音楽教育コースや音楽学コース、実技楽器コースなどと共通したカリキュラムを有しているため、それぞれの事情をふまえたカリキュラム設定にせざるを得ないのである。また、普通大学や音楽大学、音楽療法士専門学校によっても差が出てくることが考えられる。さらには、各養成機関において目指す音楽療法士像が明確に打ち出されていないことも、科目分類が曖昧になってしまっている理由として挙げることができる。

Ⅲ 各養成機関における音楽療法分野のカリキュラム

音楽療法分野では、カリキュラムガイドライン11に提示されているように、計11科目を履修することになっている。各養成機関では、カリキュラムガイドライン11に記載されている各科目の内容をもとに、それに対応する科目を設置している。カリキュラムガイドライン11における各科目の内容は以下のとおりである。

表2 カリキュラムガイドライン11における音楽療法分野

科目	必・選	単位	備考
I 理論 音楽療法概論	◎	2	資質、倫理を含む
II 音楽療法1(基礎) 音楽療法の理論と技法	◎	4	
III 音楽療法2(臨床) 音楽療法各論Ⅰ 音楽療法各論Ⅱ 音楽療法各論Ⅲ	◎ ◎ ◎	2 2 2	障害児・者を含む 精神科、心療内科を含む 高齢者、緩和ケアを含む
IV 音楽療法3(技能) 技能Ⅰ 技能Ⅱ 技能Ⅲ	◎ ◎ ◎	2 2 2	歌唱、伴奏 即興演奏 作曲、編曲、アンサンブル、指揮
V 演習・実習 演習 実習	◎ ◎	2 6	グループ体験 最低、児童、成人、高齢者の3領域とし、見学実習、評価実習を含む
VI 卒業論文 卒業論文	◎	4	研究方法を含む 音楽療法に関わるデータ解析、研究計画、論文の書き方等
		30	

(◎は必修科目) (「カリキュラムガイドライン11」をもとに筆者作成)

音楽療法分野において各養成機関が設定している科目を、カリキュラムガイドライン11が提示している科目に沿って抜き出し、履修年次別に設定数を算出したものを、表3に示す。また、各科目における最大数を網かけで示した。

表3 音楽療法分野における各科目別履修年次

科目名	履修年次				合計
	1	2	3	4	
音楽療法概論	17	3	2	2	2
音楽療法の理論と技法	13	10	6	3	32
音楽療法各論Ⅰ	5	7	9	1	22
音楽療法各論Ⅱ	2	8	11	1	22
音楽療法各論Ⅲ	4	6	8	5	23
技法Ⅰ	15	12	7	2	36
技法Ⅱ	1	18	7	5	31
技法Ⅲ	5	5	15	1	26
演習	5	7	23	6	41
実習	3	17	26	19	65
卒業論文	0	3	5	20	28
合計	70	96	119	65	350

表3から、「音楽療法概論」については、約70%の養成機関で入学後1年目に学ぶことになっていることが読み取れる。「技法」については、学年が上がるにつれⅠからⅢへと段階を踏んだ学習がおこなわれている養成機関が多い。このことから、表2で示されているように、まずは既存の楽曲を用いて歌唱や伴奏演習をおこない、それらを発展させて即興演奏や作曲、編曲などについて学習していることが考えられる。一方、「音楽療法各論」では、Ⅰ～Ⅲの科目すべてにおいて履修年次が第3学年に集中している。このことから臨床分野間に学習内容の系統性はなく、どの臨床分野から学んでも支障がないということが読み取れる。

表4は、音楽療法分野において各養成機関が設定している科目を、カリキュラムガイドライン11が提示している科目に沿って抜き出し、設定講義数の内訳を示したものである。また、各科目における最大数を網かけで示した。

表4 音楽療法分野における各科目別設定講義数

科目名	講義数	1	2	3以上	合計
音楽療法概論		16	2	1	19
音楽療法の理論と技法		5	14	0	19
音楽療法各論Ⅰ		16	3	0	19
音楽療法各論Ⅱ		16	3	0	19
音楽療法各論Ⅲ		16	3	0	19
技能Ⅰ		7	10	2	19
技能Ⅱ		10	7	1	18
技能Ⅲ		11	6	1	18
演習		6	10	3	19
実習		1	5	13	19
卒業論文		14	4	1	19
合計		118	67	22	207

表5は、音楽療法分野における「音楽療法の理論と技法」について、各養成機関の設定講義数および学習期間別に内訳を示したものである。

表5 「音楽療法の理論と技法」における講義数および学習期間

講義数	学習期間	半期	通年	合計
1		0	5	5
2		14	0	14
合計		14	5	19

表4から、音楽療法分野の全11科目のうち7科目については、カリキュラムガイドライン11における記載どおりの講義数を設定している養成機関が多数を占めているが、「音楽療法の理論と技法」、「技能Ⅰ」、「演習」、「実習」の4科目については、各養成機関が独自に2以上の講義を設定し、授業を展開している機関が多いことが分かる。特に「音楽療法の理論と技法」では、2つの講義に分けて授業をおこなっている養成機関が多いことが表4および5から読み取れる。この理由として、理論と技法を分離して教えた方が指導しやすいということ、さらにガイドラインで示されている単位数が4単位と大きいためということが考えられる。

表6は、カリキュラムガイドライン11で設定されている音楽療法分野「技能Ⅲ」の内容として記載さ

れている第4項目を抜き出し、各養成機関別に設定数を算出したものである。

表6 「技能Ⅲ」における第4項目の学習項目別設定

養成機関 \ 学習項目	作曲	編曲	アンサンブル	指揮	合計
A・I・M	1	0	0	0	1
B・R	1	0	1	0	2
C・J・Q	0	0	0	0	0
D・F・K・N	0	0	1	0	1
E・S	1	1	1	0	3
G・H・O	-	-	-	-	-
L	1	1	1	1	4
P	1	1	0	0	2
合計	9	4	9	1	23

「技能Ⅲ」について、カリキュラムガイドライン11では作曲、編曲、アンサンブル、指揮の4項目を学ぶように記載されているが、実際にはそのうちどれか1つ、またはそのいくつかを学ぶ養成機関が多く、4つ全てを学ぶことになっている養成機関は少ないことが表6から分かる。とりわけ指揮を扱っている養成機関は少ない。これは音楽療法を実践するにあたって、指揮に関する専門的な知識・技能がそれほど重要視されていないということが推測される。

V 各養成機関における医学・心理学分野のカリキュラム

医学・心理学分野では、カリキュラムガイドライン11において提示されているように、計5科目を履修することになっている。これらは、いずれも必修科目として設定されており、各養成機関では、カリキュラムガイドライン11に記載されている各科目の内容をもとに、それに対応する科目を設置している。各科目の内容については表7のとおりである。

表7 カリキュラムガイドライン11における医学・心理学分野

科目	必・選	単位	備考
医学概論	◎	2	解剖・生理、治療学、症候学、チーム医療等
臨床医学各論Ⅰ	◎	2	精神医学、心身医学、老年医学等
臨床医学各論Ⅱ	◎	2	小児科学、内科学、リハビリ学、関連医学等
臨床心理学Ⅰ	◎	2	面接法、心理テスト、行動評価、統計法を含む
臨床心理学Ⅱ	◎	2	心理療法の諸理論と技法
		10	

(◎は必修科目) (「カリキュラムガイドライン11」をもとに筆者作成)

表8は、カリキュラムガイドライン11で設定されている医学・心理学分野「臨床医学各論Ⅰ」の内容として記載されている第3項目を抜き出し、各養成機関別に設定数を算出したものである。

表8 「臨床医学各論Ⅰ」における第3項目の学習項目別設定数

養成機関 \ 科目名	精神医学	心身医学	老年医学	合計
A・B・E・J・Q	1	1	0	2
C・F・K・M・N・R・S	1	0	0	1
D・H・L・O	1	1	1	3
G・P	-	-	-	-
I	0	0	1	1
合計	16	9	5	30

表8から、カリキュラムガイドライン11に記載されている内容の精神医学、心身医学、老年医学等のうち、17の養成機関のうち16の養成機関で精神医学については学ぶことになっていることが分かる。次いで、心身医学が全体の約半数の9校、老年医学が全体の3割である5校で学習されている。また養成機関ごとに見てみると、3項目すべてを学習している養成機関は4機関に留まっており、残りの養成機関については、3項目のいずれかをとり上げていることが読み取れる。

表9は、カリキュラムガイドライン11で設定されている医学・心理学分野「臨床医学各論Ⅱ」の内容として記載されている第4項目を抜き出し、各養成機関別に設定数を算出したものである。

表9 「臨床医学各論Ⅱ」における第4項目の学習項目別設定数

養成機関 \ 学習項目	小児科学	内科学	リハビリ学	関連医学等	合計
A・G・O・P・R	-	-	-	-	-
B・S	1	0	0	0	1
C・N・Q	0	0	0	1	1
D・E・F・J・L	0	0	1	1	2
H	0	1	0	1	2
I	0	0	1	0	1
K	0	1	1	1	3
M	1	0	0	1	2
合計	3	2	7	11	23

カリキュラムガイドライン11においては、小児科学、内科学、リハビリ学、関連医学等を学ぶよう設定されているが、表9から、4つの学習項目すべてを網羅している養成機関はないことが分かる。また、講義内容が示されていた14校のうち13の養成機関が1つあるいは2つの項目しか学習するようになっていない。しかしこの点については、指導者の専門分野や限られた授業時数の影響が大きく関わってくる可能性がある。つまり、授業時数には限りがあるため、現場で取り扱うことになる医学の知識や技能すべてを学べるようになっていないとは考え難い。そして4つの学習項目のなかでも特に、リハビリテーションや緩和ケアの指導をおこなっている養成機関が多いことが、表9およびシラバスから読み取れる。

表10は、医学・心理学分野における「臨床医学各論Ⅰ・Ⅱ」および「臨床心理学Ⅰ・Ⅱ」について、Ⅰ・Ⅱの内容をカリキュラムガイドライン11どおりに区別して科目設定をしているか否かを表したものである。

表10 「臨床医学各論Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理学Ⅰ・Ⅱ」における科目設定方法

科目名 \ 科目数	1	2
臨床医学各論Ⅰ・Ⅱ	18	1
臨床心理学Ⅰ・Ⅱ	15	4

表10から、「臨床医学各論」では1校が、「臨床心理学」では4校が、ⅠとⅡを区別せずに1つの科目のなかで授業をおこなっていることが分かる。しかしこれらの5校は、いずれの養成機関においても通年での授業を開講しており、同じ授業科目のなかでⅠとⅡの内容を学ぶことになっていることがシラバスから読み取れた。このことから、両科目とも養成機関によってはカリキュラムガイドライン11とは異なる科目設定方法がなされている場合があることが分かる。

表11は、カリキュラムガイドライン11で設定されている医学・心理学分野における各科目の試験内容について、内容項目別に設定数を算出したものである。

表 11 医療・心理学分野における試験内容項目別設定数

科目名	試験内容	出席	授業態度・姿勢	レポート	筆記・実技試験	その他	合計
医学概論		5	8	10	12	1	36
臨床医学各論Ⅰ		6	12	7	16	0	41
臨床医学各論Ⅱ		2	7	7	11	1	28
臨床心理学Ⅰ		5	9	11	12	3	40
臨床心理学Ⅱ		6	12	12	12	2	44
合計		24	48	48	63	7	189

表 11 から、いずれの科目においても、筆記・実技試験を実施している養成機関が最も多いが、すべての養成機関において筆記・実技試験を実施しているわけではないことが分かる。出席や授業態度などの平常点、レポートだけでは、学生が将来現場において必要な医学・心理学的知識を身につけたか否かについて判断し難いといえる。

VI 総括と課題

本研究では、現在の音楽療法士養成教育の実態を明らかにするために、日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）の受験資格を有する各養成機関のカリキュラムについての分析をおこなった。その結果、各養成機関の教育システム構築の基盤となるカリキュラムガイドラインでは、主に科目名と科目分類、単位数しか定められていないため、養成機関によって異なる授業展開がなされていることが明らかになった。このことは、各養成機関の特徴や事情によるためであるが、一定レベルの音楽療法士を生み出すためにも、カリキュラムガイドラインにおいて、より詳細で明確な基準・規準を示した内容を設定し、各養成機関に提示するべきであると考えられる。

また、医療・心理学分野における学習内容不足を問題として挙げるができる。カリキュラムガイドライン 11 に記載されてある内容を全て網羅できている養成機関は少ないという現状が今回の研究によって明らかとなった。吉川（吉川 2007, p. 44）は、院内に音楽療法士を受け入れた時の壁として、医療に携わる他職種と比して、音楽療法士の医療知識不足を挙げている。このことが他職種の業務や負担を増やし、リスク発生の要因となり、さらには職場環境に悪影響を与える可能性があるとして述べている。また美原（美原 2007, p. 42）は、音楽療法士養成カリキュラムにおいて、医学に関する必修時間が、理学療法士と比較して圧倒的に少ないことを指摘しており、音楽療法士として他の医療従事者と同等な医学的知識の習得を目指すべきである、と言及している。このような状況を防ぐためにも、卒業後、医療現場で働くことを視野に入れて、医療系の学部と連携を取りながら、他の学校の講座を受講できる体制づくりをおこない、医学・心理学分野の学習を充実させる必要があるだろう。

主要参考文献

- ・国立音楽大学（2012）『音楽学部音楽療法専修カリキュラム』, pp. 30, 31, 65.
- ・くらしき作陽大学（2012）『学生便覧』, pp. 93, 94.
- ・栗林文雄（2007）「音楽療法士養成校の立場から（特集 音楽療法士教育の現状と課題）」『日本音楽療法学会誌』第7巻第1号, pp. 30-37.
- ・聖徳大学（2012）『音楽学部音楽総合学科音楽療法コース履修要項』, pp. 142-145.
- ・聖徳大学（2012）『音楽学部 / 演奏学科・音楽総合学科授業計画（SYRRABUS）』, pp. 10-337.
- ・相愛大学（2012）『履修ガイド』 pp. 41, 42, 64, 65, 150-152.
- ・相愛大学（2012）『Syllabus 講義要項』 pp. 139-188, 205-222.
- ・創造学園大学（2012）『創造学園大学便覧』 pp. 9, 35.
- ・東邦音楽大学（2012）『音楽学部音楽学科履修ガイド』 pp. 16, 27, 28, 32.
- ・東邦音楽大学（2012）『Syllabus and Calendar of Academic year』 pp. 37-183.
- ・同志社大学（2012）『学芸学部履修要項・シラバス』, pp. 80-83, 153-225.

- ・同志社女子大学 (2012) 『免許・資格関係履修要項 (2009 年度以降入学生用)』 pp. 91, 92.
- ・名古屋芸術大学 (2012) 『学生便覧』 pp. 74, 75, 134.
- ・名古屋芸術大学 (2012) 『講義要項』 pp. 153-165, 228-276.
- ・名古屋音楽大学 (2012) 『学生便覧』 pp. 30, 67-74.
- ・名古屋音楽大学 (2012) 『授業計画』 pp. 21-175.
- ・日本音楽療法学会カリキュラム検討委員会 (2011) 『音楽療法専攻コース カリキュラムに関するガイドライン 11』
- ・平成音楽大学 (2012) 『学生便覧』 pp. 18-23.
- ・平成音楽大学 (2012) 『SYLLABUS 授業計画』 pp. 8-142.
- ・美原盤 (2007) 「音楽療法士を雇用する立場から (特集 音楽療法士教育の現状と課題)」『日本音楽療法学会誌』第 7 巻第 1 号, pp. 41-43.
- ・村井靖児 (2000) 「日本における音楽療法士養成の現状と問題点」『音楽療法研究』第 5 巻, pp. 2-5.
- ・武庫川女子大学 (2012) 『音楽学部 Syllabus 2012』 pp. 14-198.
- ・武庫川女子大学 (2012) 『履修便覧』 pp. 93-97.
- ・吉川榮人 (2007) 「音楽療法士を雇用する立場から学校 (大学校・専門学校) 教育に望むこと (特集 音楽療法士教育の現状と課題)」『日本音楽療法学会誌』第 7 巻第 1 号, pp. 44-46.

参考 web 資料

- ・活水女子大学「シラバス」情報公開 本学に関する公表情報, インターネット, <http://www.kwassui.ac.jp/university/daigakugaiyou/jyohou/kouhyou/shirabasu.html> (2012/12/15 にアクセス)
- ・金城学院大学「金城学院大学シラバス検索システム」情報公開 教育, インターネット, <http://ssskym.kinjo-u.ac.jp/gsyl/> (2012/12/15 にアクセス)
- ・国立音楽大学「講義内容 (シラバス) 検索」, 学部・大学院, インターネット, http://www.kunitachi.ac.jp/syllabus/syllabus_search.php (2012/12/15 にアクセス)
- ・札幌大谷大学「2012 年度 シラバス」, 大学概要, インターネット, <http://www.sapporo-otani.ac.jp/gaiyou/syllabus.php> (2012/12/15 にアクセス)
- ・昭和音楽大学「Syllabus 2012」電子シラバス, インターネット, <https://kyomusys.tosei-showa-music.ac.jp/portal/open/> (2012/12/15 にアクセス)
- ・東海大学「教養学部芸術学科音楽学課程 授業内容・計画 (概要)」授業内容・計画 (シラバス), インターネット, http://www.tsc.u-tokai.ac.jp/risyuu_syllabus/20123025HM.html (2012/12/15 にアクセス)
- ・日本音楽療法学会「日本音楽療法学会音楽療法士 (補) 受験資格認定校一覧」, インターネット, <http://www.jmta.jp/school/index.html> (2012/12/15 にアクセス)
- ・日本大学「授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業計画」学部情報, インターネット, <https://lc.art.nihon-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on> (2012/12/15 にアクセス)
- ・宮崎学園短期大学「授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業計画」情報公開, インターネット, <http://www.mwjc.ac.jp/information/> (2012/12/15 にアクセス)